

賃金の口座振込みに関する協定

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、賃金の口座振込みに関して次の通り協定する。

第1条(対象者の範囲)

口座振込みの対象者は、就業規則の適用を受ける従業員のうち、本人から申出のあった者とする。

第2条(対象となる賃金の範囲とその金額)

口座振込みの対象となる賃金は、月例給与及び賞与の全額とする。

第3条(振込先)

口座振込先は、各人の指定する金融機関とする。

第4条(口座振込みの名義人)

口座振込みの名義人は、従業員本人とする。

第5条(賃金支払明細書の交付)

会社は、賃金支払日までに、口座振り込みの対象となっている個々の従業員に対し、「賃金支払明細書」を交付する。

第6条(振込みの日時)

会社は、所定の賃金支払日の午前10時ごろまでに払出しが可能となるように振込を行うものとする。

第7条(開始時期)

口座振り込みは、従業員本人の希望する時期より開始する。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○太郎

株式会社 ○○○○
労働者代表 ○○一郎